

長野県公立小中学校事務研究会ネットワーク利用のガイドライン

(はじめに) 「ネットワーク利用のガイドライン」策定の目的

このガイドラインは、長野県事研の会員が、長野県事研ホームページ及びネットワークの利用に際して、安全且つ効果的な利用ができるよう、インターネット利用の基本的な共通ルールを示すことを目的とする。

会員は本ガイドラインに定める事項を充分理解・認識してネットワークの活用に努めるものとする。

(ネットワーク管理責任者)

1 長野県事研ホームページを通じての長野県事研会員間のネットワークの管理は長野県事研ホームページ管理者(以下HP管理者)がその任に当たる。HP管理者は県事研、地区研、会員間のネットワークが適切且つ有効に機能するために必要に応じて関係機関と連絡を取りながらネットワークの管理に当たる。

(禁止される行為)

2 利用者は相互の信頼に基づいてネットワークを利用するものとし、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為
- (4) 第三者を誹謗・中傷したり差別につながるような行為
- (5) chainmail、ウィルス等のネットワークシステム破壊行為
- (6) ネットワーク管理責任者が許可していない行為
- (7) その他長野県事研が不相当と判断する行為

(情報の著作権)

3 ネットワーク上での著作物については、利用者は著作権法に充分留意し、違法な公表、複製等の行為をしない。

(情報の削除)

4 利用者が明らかに本ガイドラインの趣旨に反した情報掲載等を行ったと判断される場合、事前に通知することなく当該利用者の情報を削除する。

(リンク)

5 利用者個人のホームページと長野県事研のホームページをリンクする場合は、長野県事研の許諾を得た後に行うものとする。

(その他)

6 本ガイドラインに示していない行為等については、ネチケット(ネットワーク・エチケット)についての認識と理解を深め、ネットワークの安全且つ有効利用に努めるものとする。

(参考: ネチケットホームページ <http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>)

(補則)

7 このガイドラインに示した事項については、必要に応じて見直しを行うものとする。

平成12年5月23日作成